

2 赤ちゃんが生まれたら



出生届

御出産おめでとうございます。

赤ちゃんがお生まれになりましたら、14日以内(生まれた日を含む)に、市役所・支所等への届出を行ってください。

【持ち物】●出生証明書(出産時に病院でもらえます) ●母子健康手帳
詳細は、お問合せください。

お問合せ 市民課窓口担当 ☎26-1111(内3554・3555)

予防接種のしおりの配付 お子さんが予防接種を受けるときに必要な予防接種のしおりを出生届出時に配付します。
お問合せ 保健予防課保健予防係 ☎25-6237

出生届に伴う手続

子ども医療費の助成

お問合せ 子育て助成課 ☎25-6446

中学校卒業までの子どもの健康保険適用の医療費自己負担額を全額助成します。

健康保険の加入手続きを済ませてから申請してください。後日、市から子ども医療費受給者証を送付いたします。

出産育児一時金

お問合せ 国民健康保険課国保給付係 ☎25-6247

分娩者が加入している健康保険から、出産育児一時金が支給されます。

旭川市の国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険課へお問合せください。

※分娩時の費用負担を軽減するため、出産育児一時金を上限として、分娩費用を医療機関が健康保険に直接請求する「直接支払制度」があります。

児童手当

お問合せ 子育て助成課 ☎25-6446

児童手当は、中学校修了前までの児童(15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に支給されます(出生日の翌日から15日以内に手続きしてください)。

【月額支給】3歳未満……………15,000円
3歳～小学校卒業まで 第1子・第2子…………10,000円
第3子以降……………15,000円
中学生……………10,000円

「第1子・第2子」、「第3子以降」の数え方は、18歳に達した後最初の3月31日までの間にある養育する児童の人数により算定します。

※所得制限限度額以上所得上限限度額未満の方は、児童1人につき一律5,000円

令和6年10月(令和6年12月支給)分から制度が変わる予定です。

【対象児童】

変更前:中学校修了前までの児童
(15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)

変更後:高校卒業までの児童
(18歳到達後最初の3月31日までの間にある子)

【月額支給】3歳未満……………15,000円
3歳～高校生……………10,000円
※第3子以降……………30,000円

【第何子の数え方】

22歳に達した後最初の3月31日までの間にある養育する子の人数により算定します。

【所得制限等について】

所得金額に関わらず、一律左記【月額支給】が支給されます。

【支給月】

変更前:2、6、10月(支給月の前月～4月前分 ※6月は2～5月分)

変更後:2、4、6、8、10、12月(支給月の前月と前々月分)

※令和6年12月から

ごみ処理手数料の減免(指定ごみ袋の支給)

お問合せ クリーンセンター ☎36-2213

3歳未満の子どもがいる世帯を対象に、ごみ処理手数料を減免(燃やせるごみ用の指定ごみ袋を支給)しています。

【支給枚数】

申請時の年齢	枚数
1歳未満	450枚(4.6kg)
2歳未満	300枚(3.1kg)
3歳未満	150枚(1.5kg)

※子ども1人につき1回限り ※1枚10ℓ

【申請時に必要なもの】

- 母子健康手帳などお子さんの生年月日がわかるもの
- 代理申請の場合は、上記のほかマイナンバーカード、運転免許証など代理人の本人確認ができるもの

産前・産後ヘルパー

妊娠中や出産後、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣して、家事や育児をお手伝いします。
詳しくは3ページをご覧ください。

【対象期間】妊娠中(妊娠届出後)から出産後1年未満(多胎出産の場合は出産後2年未満)

お問合せ おやこ応援課 ☎26-2395

産婦健康診査

産婦健康診査費用の一部を助成します。受診票は、母子健康手帳交付時にお渡しします。助成対象となるのは旭川市に住民票がある産後8週までの方です。産婦健康診査の助成を受けられる医療機関、助産院については5ページを御覧ください。

なお、母子健康手帳交付後に旭川市に転入された方は、手続きが必要です。里帰り出産等の理由により市外で受診した場合には、償還払いを行っています。詳しくはお問合せください。

お問合せ おやこ応援課 ☎26-2395

医療費の助成

子どもの医療費助成(8ページ)やひとり親家庭への医療費助成(26ページ)のほかに、子どものいる家庭に対し、次のような医療費助成があります。いずれも所得制限や症状などの条件がありますので、お問合せください。

未熟児養育医療給付	1歳未満の未熟児で入院が必要な場合、医療費の一部を助成します。
小児慢性特定疾病医療給付	18歳未満の児童が次の疾患にかかり入院及び通院が必要な場合、医療費の一部を助成します。 ●悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患
結核児童療育給付	18歳未満の児童で、骨関節結核、その他の結核にかかっており、その治療に6か月以上の入院療養が必要な場合、医療費の一部を助成します。
自立支援医療費(育成医療)	18歳未満の児童で、身体に障害のある児童又は放置すると障害を残す児童で、確実な治療効果が期待できる場合、医療費の一部を助成します。

お問合せ 子育て助成課 ☎25-6446

新生児聴覚検査費用の助成

お問合せ おやこ応援課 ☎26-2395

新生児聴覚検査費用の一部を助成します。受診票は、母子健康手帳交付時にお渡しします。詳しくはお問合せください。
里帰り出産等の理由により道外で受診した場合には、償還払いを行っています。

産後ケア

産後1年未満の母親と赤ちゃんで、産後の体調不良や育児不安等がある方を対象に、宿泊、日帰り又は訪問により、助産師等の専門職が心身のケアや育児に関する助言を行います。利用できる施設はホームページでお知らせしています。

【自己負担額】

利用料金	宿泊型(1泊2日につき)	日帰り型(1日につき)・訪問型(1回につき)※
一般世帯(多胎児の場合)	3,000円(3,300円)	1,000円(1,100円)
市町村民税非課税世帯・生活保護世帯	0円	0円
利用できる日数	1回の出産につき、通算して原則7日以内	

※ 宿泊型及び日帰り型は、食事代が別にかかります。 ※ 各施設で行っている追加のサービス等を受けた場合には、別途費用がかかります。
※ 市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方は、事前に「旭川市産後ケア事業減額申請書」及び市町村民税課税証明書、生活保護手帳(写し)等の書類の提出が必要です。詳しくはお問合せください。

お問合せ おやこ応援課 ☎26-2395



こころの体温計

産後は体内の女性ホルモンが急激に変化することにより、イライラしたり、憂鬱になったり、精神的に不安定になりやすいです。日々の育児や睡眠不足が重なり、疲労がたまりやすくなります。

パソコン・携帯電話・スマートフォンから簡単な質問に答えるだけで、ストレス度や落ち込み具合など、今のこころの状態をチェックできるシステムです。

結果とともに、相談窓口をご案内しておりますので、お気軽にご利用ください。

お問合せ 健康推進課 ☎25-6364



相談窓口

旭川市小児慢性特定疾病相談室

お問合せ ☎38-1313

小児慢性特定疾病児童及び保護者や学校、各サービス事業者等への情報提供や各種相談を行います。詳細はP2参照

子育て健康相談(予約制)

お問合せ おやこ応援課 ☎26-2395



0歳から就学前の子どもの身体計測、健康及び育児・栄養・歯科相談等を行います。日時や会場はホームページでお知らせしています。

産科医療補償制度について

お問合せ 産科医療補償制度専用コールセンター ☎0120-330-637

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

うぶごえへの贈りもの

旭川市では、このまちに生まれた全ての赤ちゃんに「おめでとう」の気持ちを込めて、絵本と木製品(森林環境譲与税を活用)を贈っています。

絵本は生後3か月までの赤ちゃんのいる御家庭を訪問し、直接絵本を手渡します。木製品は、赤ちゃん訪問や4か月健診でお渡しします。絵本配付は、民生委員、主任児童委員など、地域の方に御協力をいただいています。

お問合せ おやこ応援課 ☎26-2395



こんにちは赤ちゃん訪問(全戸訪問)

赤ちゃんが生まれましたら、保健師又は助産師が御自宅を訪問します。赤ちゃんの体重測定のほか、育児相談や、お母さんの体調などの相談をお受けします。御自宅と一緒に赤ちゃんの成長を確認しましょう。

【対象】赤ちゃんの生まれた家庭全て(生後4か月まで)

【申込み】母子健康手帳発行時にお渡しした「出生連絡はがき」を出生届と一緒に提出してください。郵送・電話での受付も行っています。後日、電話で日時や訪問先を御相談させていただきます。

お問合せ おやこ応援課 ☎26-2395

子育て応援ギフト

お問合せ おやこ応援課 ☎26-2395

出産後、安心して子育てができるように保健師等と面談を行うことで養育者に育児関連用品の購入費助成として5万円を支給します。面談はこんにちは赤ちゃん訪問時に御自宅で行います。

※転入等で以前お住まいの自治体より「子育て応援ギフト」を受け取っていない方はお問合せください。

乳幼児健康診査

旭川市では、4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月に、乳幼児健康診査を行っています。発育・発達を確認したり、育児の相談を行っています。健診は、健診日の約3週間前に個別にお手紙でお知らせしています。都合が悪い場合は日程の変更ができます。詳しくはお問合せください。※3歳6か月児健康診査を早めに受けた方は御相談ください。

お問合せ おやこ応援課 ☎26-2395

離乳食教室

離乳食の進め方や形態など、栄養士によるデモンストレーションや試食を通して楽しく学びます。

日時や会場は旭川市ホームページでお知らせしています。

事前申し込みが必要です。詳しい内容等については、お問合せください。 ※受講料 1人100円(保護者のみ)

お問合せ 健康推進課 ☎23-7816



地下水の無料検査

北海道が行った地下水の水質調査により、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が、畑作地帯を中心とした広い範囲で基準値を超えていることが分かっています。飲料水中の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の濃度が濃いと、乳児の血液の酸素運搬能力が妨げられ、健康被害を起こすおそれがあります。

市では、このような健康被害を防止するため、地下水のみを飲用としている乳児(1歳未満児)の在宅世帯を対象に、次のとおり地下水の検査を無料で行っています。検査を希望される場合は、事前に担当係までお問合せください。

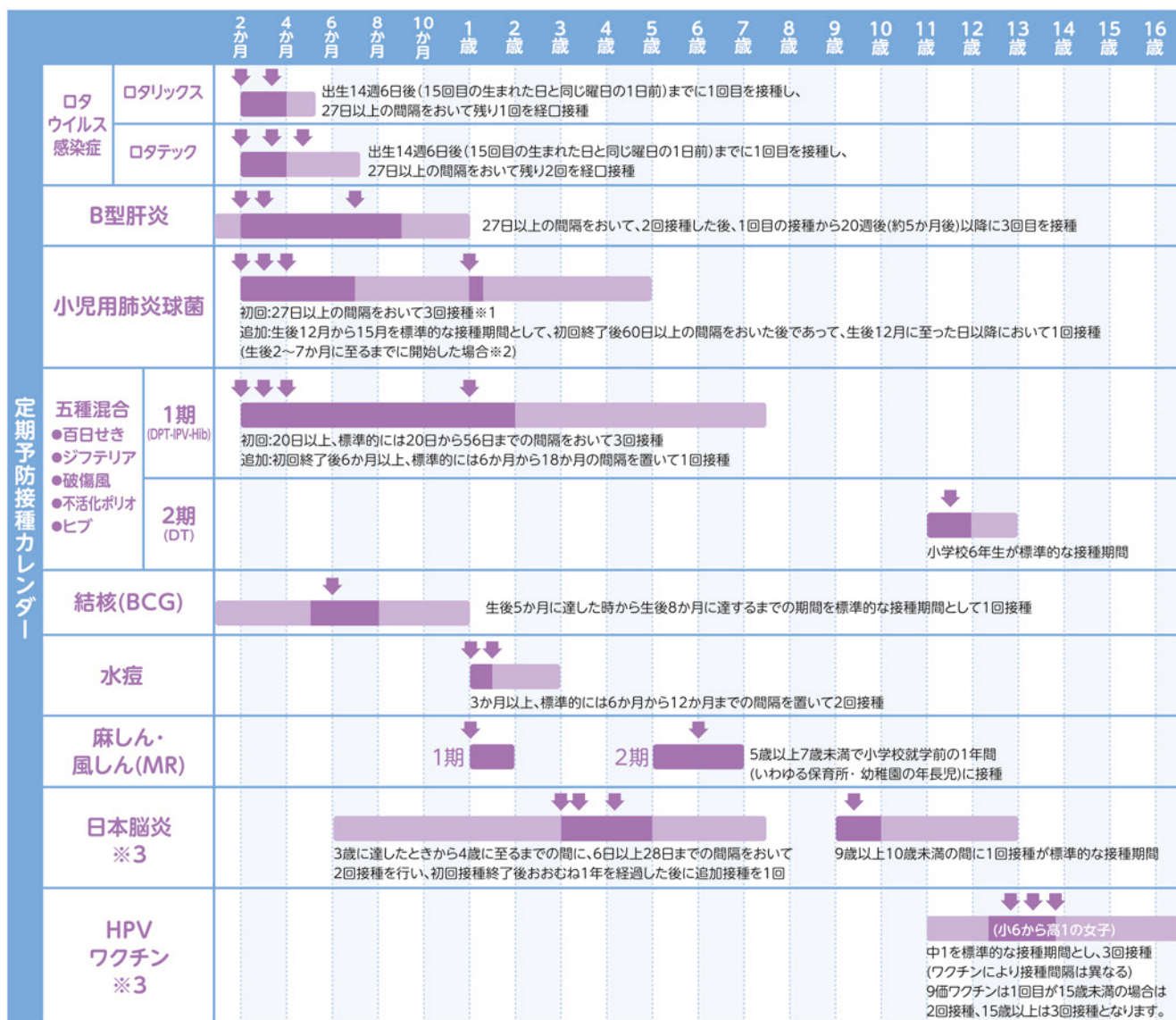
①検査項目:硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ②検査料金:無料 ③検査結果:試験検査成績書でお知らせします。

お問合せ 衛生検査課生活衛生係 ☎25-5324

予防接種を受けましょう

予防接種を受けるためには、旭川市が発行している「予防接種のしおり」が必要です。

予防接種の受け方や実施医療機関等の詳細は「予防接種のしおり」を御覧ください。



上の表の  と  は予防接種法で定められた定期の予防接種の対象者です。病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間である標準的な接種期間中  にできるだけ接種を受けましょう(↓は接種例)。

なお、MRは標準的な接種期間はありませんが、麻しんや風しんは幼児期の早期にかかってしまうことが多いため、お母さんからの免疫がなくなる生後12か月以降なるべく早めに第1期の接種を受けましょう。

※1 ただし、初回2回目、3回目の接種は生後24か月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない。

また、初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合、3回目の接種は行わない(いずれも、追加接種は実施可能)。

※2 接種開始月齢が7か月以降の場合の接種方法は「予防接種のしおり」で御確認ください。

※3 日本脳炎ワクチンの特例対象者とHPVワクチンのキャッチアップ接種対象者については、旭川市のホームページを御覧ください。

異なった種類のワクチンを接種する場合

■注射生ワクチン… BCG、MR、麻しん、風しん、水痘(おたふくかぜなど)



異なる種類の注射生ワクチンを接種する場合、27日以上おいて次の予防接種を受ける

※()内は任意接種

市外で出生届出をされた方、転入された方で「予防接種のしおり」をお持ちでない方は、保健予防課、各支所等でお受け取りください。

お問合せ 保健予防課保健予防係 ☎25-6237

MEMO

一条通病院は 無料低額診療事業実施 医療機関です。 就学援助世帯は 対象です。

経済的な理由により、医療費の支払いが困難な方で、当協会 一条通病院・一条クリニックを利用した場合に、自己負担金または一部負担金について減額または免除できる制度があります。一定の条件がありますので、お気軽にご相談ください。

教育委員会が発行される「就学援助認定通知書」をお持ちください。お子さんだけでなく、家庭の全世帯（お父さんやお母さん、兄弟）も無料低額診療の対象となります。



一条通病院1階で小児科の外来診療をしています（入院機能はありません）。
小児科全般の診療・各種予防接種・乳幼児健診、日本アレルギー学会認定
アレルギー専門医久保田 知樹によるアレルギー検査・食事指導を行っており、
いつでも安心して受診できる『かかりつけ医』を目指しております。

	受付時間	月	火	水	木	金	土
小児科	9:00 ～12:00	◎	◎	◎	◎	◎	◎※ ¹
	13:30 ～17:00※ ²	◎	◎		◎	◎	

※¹ 土曜日は11:30までの受付となります。第2第4土曜日は休診です。

※² 13:30～14:00で予約ワクチン・乳児健診を実施しています。

詳しくはホームページをご覧ください。

診療科目

小児科・アレルギー科・内科・整形外科・循環器内科・呼吸器内科・
リウマチ科・リハビリテーション科・緩和ケア外科

社会医療法人
道北勤医協

一条通病院

旭川市東光1条1丁目1番17号 電話(0166)34-2111

小児科ホームページ

二次元コードからアクセスできます



Web予約も
ご利用ください



駐車場は宮下通沿いにございます。
そちらをご利用ください。